

総則	-----	1
----	-------	---

第1章 消防用設備等設置判定基準

第1	収容人員算定の共通事項	-----	3
第2	用途の判定及び収容人員の算定	-----	4
第3	床面積の算定及び階の取扱い	-----	4 3
第4	無窓階（有窓階）の判定	-----	5 1
第5	消防用設備等の設置単位	-----	6 4
第6	政令第8条等に規定する区画等の取扱い	-----	7 2

第2章 消防用設備等設置技術基準

【消火設備】

第1	消火器具	-----	8 5
第2	屋内消火栓設備	-----	8 7
第3	スプリンクラー設備	-----	1 0 4
第4	泡消火設備	-----	1 2 2
第5	不活性ガス消火設備	-----	1 3 2
第6	ハロゲン化物消火設備	-----	1 5 2
第7	粉末消火設備	-----	1 5 6
第8	屋外消火栓設備	-----	1 6 1
第9	動力消防ポンプ設備	-----	1 6 6

【警報設備】

第10	自動火災報知設備	-----	1 6 8
第11	ガス漏れ火災警報設備	-----	1 9 6
第12	漏電火災警報器	-----	2 0 1
第13	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	-----	2 0 9
第14	非常警報設備	-----	2 1 1

【避難設備】

第15	避難器具	-----	2 2 1
第16	誘導灯及び誘導標識	-----	2 2 3

【消防用水】

第17	消防用水	-----	2 2 6
-----	------	-------	-------

【消火活動上必要な施設】

第18	排煙設備	-----	2 3 0
第19	連結散水設備	-----	2 3 5
第20	連結送水管	-----	2 3 8
第21	非常コンセント設備	-----	2 4 4
第22	無線通信補助設備	-----	2 4 6

【必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等】

第 23	パッケージ型消火設備	-----	2 5 3
第 24	パッケージ型自動消火設備	-----	2 5 5
第 25	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について	-----	2 5 9

【総合操作盤】

第 26	総合操作盤	-----	2 6 1
------	-------	-------	-------

【非常電源】

第 27	非常電源	-----	2 6 2
------	------	-------	-------